

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

平成28年12月16日
神社協規程第412号

改正 平成30年3月27日神社協規程第 440号

(趣旨)

第1条 この規程は、本会定款の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定める。

(役員等の範囲)

第2条 この規程において、役員等とは、次の各号に定めるところによる。

- (1)役員 理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員 常務理事をいう。
- (3)非常勤の役員 役員のうち、常務理事以外の者をいう。
- (4)評議員

(常勤役員の報酬等の支給)

第3条 常勤役員には、報酬及び手当を支給する。

- 2 報酬の額は別表1に定める額とする。
- 3 通勤手当の額は、県社協職員の例による。
- 4 期末手当の額は、別表2に定める基準日において、それぞれが在職する者が受けるべき報酬の月額に職員給与規程第16条第5項を適用して加算した額に、同日以前6カ月以内の期間内におけるその者の在職期間に応じて、別表に定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 常勤役員が業務のため旅行したときは、県社協職員の例により旅費を支給する。

(非常勤役員及び評議員の報酬等の支給)

第4条 非常勤役員及び評議員については、別表3のとおり支給することができる。

- 2 前項に規定する者が、その職務を遂行するため県外旅行したときの旅費は、常勤役員の例により支給する。

(適用除外)

第5条 本規程に定める報酬等は行政職員等には支給しない。

- 2 法人の有給職員を兼ねる役員については、職員に関する諸規程が本規程に優先する。

(公表)

第6条 本規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

(施行期日) (神社協規程第412号・平成28年12月16日)

- 1 この規程は、定款変更の認可日をもって施行し、平成29年4月1日から適用する。

(役員・評議員等の費用弁償に関する規程の廃止)

- 2 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会役員・評議員等の費用弁償に関する規程（平成2年7月19日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年3月27日から施行する。

(常勤役員等の給与等に関する規程の廃止)

- 2 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会常勤役員等の給与等に関する規程（昭和44年3月31日制定）は廃止する。

別表1

定例報酬（月額）	426,000円
----------	----------

別表2

対象	在職期間	割合
6月1日	6か月	100分の137.5
	3か月以上6か月未満	100分の82.5
	3か月未満	100分の41.25
12月1日	6か月	100分の157.5
	3か月以上6か月未満	100分の94.5
	3か月未満	100分の47.25

別表3

対象	金額
会長	月額 80,000円
理事（副会長を含む）	一人一日につき8,000円（年間の総額が120,000円を超えない範囲で）
監事	一人一日につき8,000円（年間の総額が64,000円を超えない範囲で）
評議員	一人一日につき8,000円